

請願受理番号 4

厚生労働省に原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見
書についての請願

(教育民生委員会)

請願の要旨

原爆被害者に対する援護対策は「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」によって行われていますが、この対策の一つとして、被爆者の障害や疾病が原爆の放射能に起因し、現に治療を要する場合は、厚生労働大臣が認定し、当該疾病に対する医療費を全額国庫負担し、医療特別手当を支給する対策があります。

しかし、厚生労働大臣の認定基準は厳しく、現在認定を受けている被爆者は健康手帳所持者の1%にもいたりません。被爆後62年たった今日も、多くの被爆者が多重ガンなどで苦しんでいます。そして、自分の病気が原爆によるものだと国に認められることを強く願っています。

厚生労働省は被爆者の認定基準の改定要求に耳を傾けようとしません。そこで、集団訴訟に訴えて、現在287名の原告が6高裁、15地裁で争っています。

この訴訟において、既に、昨年5月12日大阪地裁が9人の原告全員の原爆症認定を裁定し、つづいて、8月4日には広島地裁が41人の原告全員の認定の判決を下しました。今年1月31日の名古屋地裁の判決では、愛知の4人の原告のうち2人勝訴、2人敗訴となりましたが、国の基準について「形式に適用したのでは、因果関係の判断が実態を反映せず、誤った結果を招来する危険がある」と批判し、国の認定基準は三たび、司法の場で誤ったものと判定されました。

続いて3月20日には仙台地裁で2人の原告全員の勝利、22日には東京地裁が21人に勝訴判決、9人は敗訴となりましたが、国の原爆症認定のあり方について厳しく断罪しています。7月30日には熊本地裁では原告21人のうち19人が認定される勝訴判決が下りています。しかし、厚生労働省はいずれも直ちに控訴し、裁判所の判定に耳を傾けようとしません。高齢化した、病弱な原告に裁判を重ねる時間はありません。既に36人の原告が、判決を聞くことの出来ないまま亡くなられています。まさに高齢化した原告にとっては命をかけた戦いになっています。

行政の誤りを指摘した司法の裁定が認められないとすれば、立法府に解決を求めざるをえません。原爆被害者は、現行の原爆症認定制度を、被害の実態に即した制度に抜本的に改める事を求めています。

以上のことから、以下のとおり請願します。

請願事項

原爆被害が、熱線、爆風、放射線による広範囲かつ長期に及ぶ複合的被害であり、医学的にも未解決の被害である事をふまえた認定行政に改めること。

以 上

2007年12月4日

提 出 者

山口市元町3-49

(ゆだ苑内)

山口市原爆被害者の会

会 長 漁 田 章

紹介議員 原 ひろ子

紹介議員 藤 村 和 男

山口市議会議長

武 田 寿 生 様